幸手市自殺対策計画
（第２次）

～誰も自殺に追い込まれることのない
社会の実現を目指して～

幸手市

（令和７年度～令和１１年度）

はじめに

一人ひとりが“いのち”を大切にし、生涯にわたって自分らしく豊かな生活を営めることは、個人や社会にとって共通の願いです。

平成 18 年の「自殺対策基本法」施行後、 自殺は「社会の問題」と認識され、個人のみならず社会的に自殺対策に取り組むことで、自殺者数は減少傾向にあります。

しかしながら、依然として多くの“いのち”が自殺によって失われているのも現状です。

本市においても、「幸手市自殺対策計画」を令和２年４月から令和７年３月までの５年間を期間として策定し、自殺対策を推進してまいりました。

その結果、本市の自殺者数は減少したものの、１０人前後を推移している状況が続いており、重く受け止めなければなりません。

このたび、令和４年に見直された国の「自殺総合対策大綱」及び令和６年に策定された「埼玉県自殺対策計画（第３次）」の内容を踏まえ、令和７年度を始期とする新たな「幸手市自殺対策計画（第２次）」を策定いたしました。

本計画では、前計画から取り組んできた５つの基本施策と２つの重点施策のほか、新たに「女性、若者への対策」を重点施策に加え、１人でも多くの自殺を防ぐために、より広い分野で自殺対策に取り組んでいきます。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であること及び自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、全庁を挙げて関係機関や市民の皆様との連携を図りながら本計画を推進してまいります。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました幸手市健康づくり推進会議委員の皆様に心から感謝申し上げます。

令和７年３月

幸手市長　木村 純夫

目　次

第１章　計画の概要
　１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２章　幸手市の自殺の現状と課題
　１　統計で見る幸手市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　２　休養・こころの健康に関する調査の結果
　　（健康日本 21 幸手計画（第４次）策定の基礎資料からの抜粋）
　　・・・・・・・・・・・・・・・・９
　３　幸手市の自殺における課題・・・・・・・・・・・・・・・１３
第３章　計画の基本的な考え方
　１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　２　自殺対策における基本方針・・・・・・・・・・・・・・・１５
　３　計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　４　施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
第４章　自殺対策における取組
　１　重点施策
　【重点施策１】高齢者への対策・・・・・・・・・・・・・・・２０
　【重点施策２】生活困窮者への対策・・・・・・・・・・・・・２３
　【重点施策３】女性、若者への対策・・・・・・・・・・・・・２６
　２　基本施策
　【基本施策１】地域におけるネットワークの強化・・・・・２８
　【基本施策２】自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・３１
　【基本施策３】市民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・３３
　【基本施策４】生きることの促進要因への支援・・・・・・３４
　【基本施策５】児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育
　　・・・・・・・・・・・・・・・・４１
第５章　計画の推進
　１　計画の公表・周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
　２　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
　３　計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
第６章　資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

平成 18(2006)年に「自殺対策基本法」が施行され、自殺対策が国を挙げて総合的に推進された結果、「個人の問題」として認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになりました。

しかしながら、令和４(2022)年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、国は、年間自殺者数は３万人台から２万人台へと減少傾向にあるものの、決して楽観できる状況にないとしています。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であること及び自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、地域・社会づくりとして、実践的な取り組みを地域レベルで推進することとしています。

埼玉県においては、平成 19(2007)年に「埼玉県自殺対策連絡協議会」を設置し、平成 20(2008)年には、「埼玉県自殺対策推進ガイドライン」を定めました。その後、平成 30(2018)年に「埼玉県自殺対策計画」を策定し、自殺対策の推進を図ってきました。令和６(2024)年度からは「埼玉県地域保健医療計画」に「埼玉県自殺対策計画（第３次）」を含む政策的に関連の深い個別計画や指針を組み込み、より一体的に保健医療施策とともに推進しています。

本市では、このような動向を踏まえ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、令和２(2020)年度から令和６(2024)年度までを計画期間とする「幸手市自殺対策計画」を策定しました。この度、計画期間満了に伴い、さらなる対策の強化を図るべく「幸手市自殺対策計画（第２次）」を策定します。

２　計画の位置づけ

本計画は、平成 28(2016)年に改正された自殺対策基本法第 13 条第２項に定める「市町村自殺対策計画」として定めるものです。

本計画は、自殺対策基本法の趣旨や「自殺総合対策大綱」及び「埼玉県自殺対策計画」を勘案し、本市の総合計画である「幸手市総合振興計画」を上位計画とする市の個別分野の計画に位置づけ、他の関連計画との整合性を図りながら推進します。

３　計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね５年に一度を目安として改訂されていることから５年に一度を目安とし、特に関連の深い「健康日本 21 幸手計画（第４次）」の中間評価と併せて評価を行うため、令和７(2025)年度から令和 11(2029)年度までの５年間を計画として策定します。

なお、期間中も社会情勢や国・埼玉県の動向、関連計画との整合性を鑑み、必要に応じて見直しを行うこととします。

第２章　幸手市の自殺の現状と課題

１　統計で見る幸手市の状況

自殺に関する主な統計には、警察庁の「自殺統計」と厚生労働省の「人口動態統計」があります。

厚生労働省では「地域における自殺の基礎資料」として、警察庁から提供を受けた自殺のデータに基づき再集計し、公表しています。

さらに、国は、自殺総合対策推進センターにおいて、自治体ごとの自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」を提供しています。また、埼玉県は「地域別健康情報」を算出しています。

本計画では以上の資料を基に作成しています。

〇集計は、表示単位未満で四捨五入し表示しているため、比率の合計が 100%とならない場合があります。

〇プロファイルの留意点：地域自殺実態プロファイルでは公表されている統計資料以外で、５人未満のものは非公表としているものがあります。

（１）自殺者数の状況

本市における自殺者数は 10 人前後で推移しています。

自殺者数の性別の割合は、平成 25(2013)年から平成 29(2017)年までの累計では国・埼玉県とほぼ同様の比率でしたが、令和元(2019)年から令和５(2023)年までの累計では女性の比率がやや多くなっています。

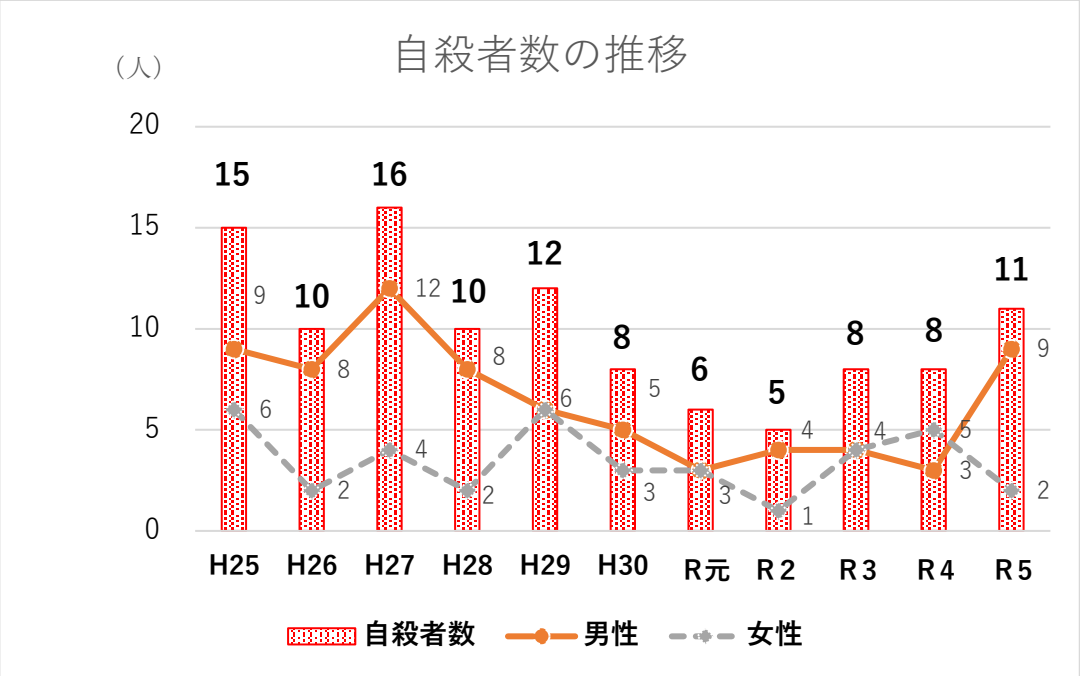

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

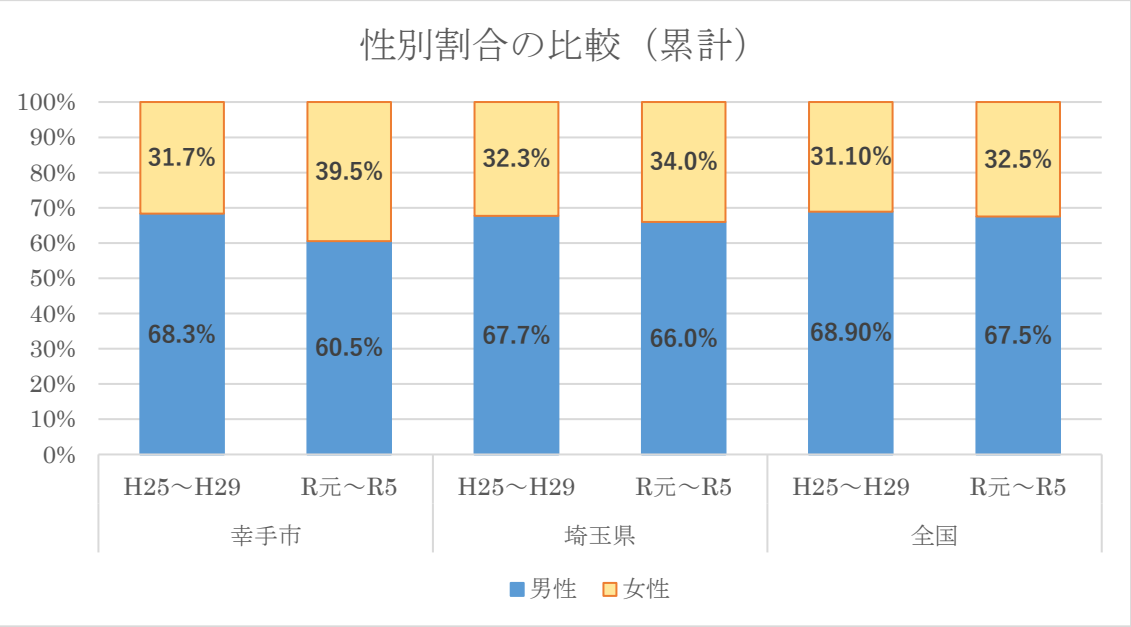

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

（２）自殺死亡率の長期的推移

人口 10 万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は、国・埼玉県はほぼ同じように減少してきました。全国的にみると平成 21 (2009) 年は 25. 6 (32, 485 人) でしたが令和元 (2019) 年は 15. 7 (19, 974 人) となったものの、令和２ (2020) 年は 11 年ぶりに前年を上回りました。

本市の人口規模では自殺者１人が死亡率に与える影響が大きいため、国や埼玉県の前年の状況と単純に比較することはできませんが、令和２年以降増加傾向にあるといえます。

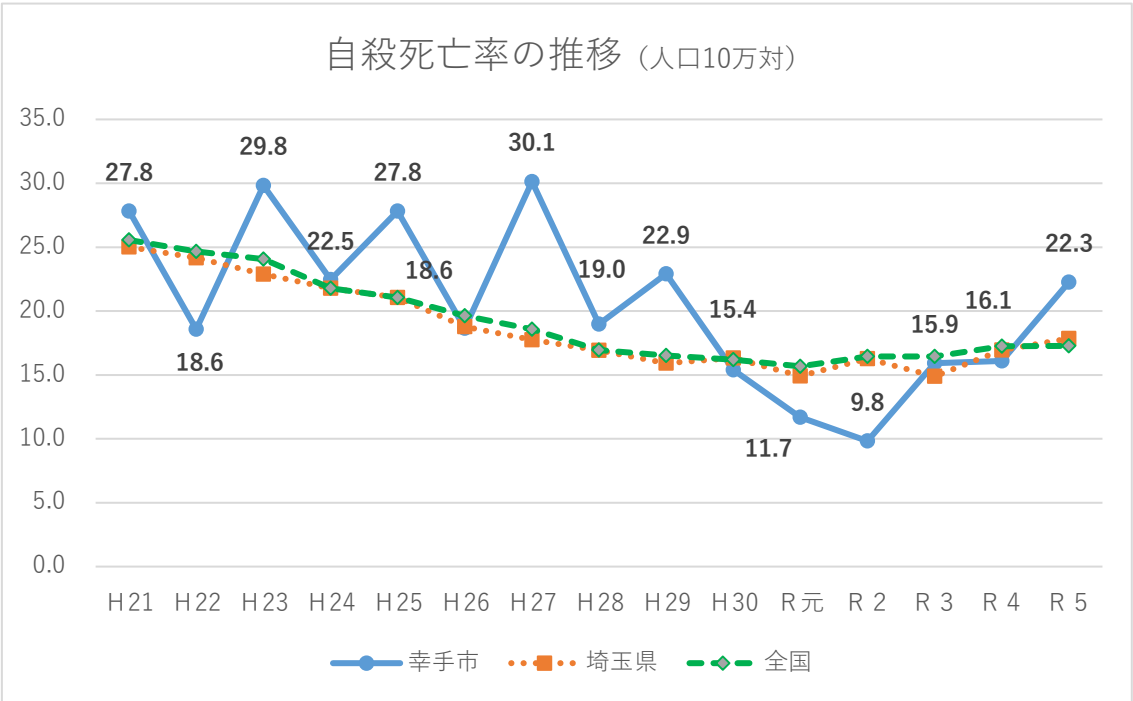

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

（３）性別・年代別に見た自殺者の状況

令和元(2019)年から令和５(2023)年までの５年間の自殺者数の累計を性別・年代別に見ると、男性では 20 歳代、70 歳代が最も多く、女性では 60 歳代が最も多い状況です。合計では、60 歳代が最も多くなっています。

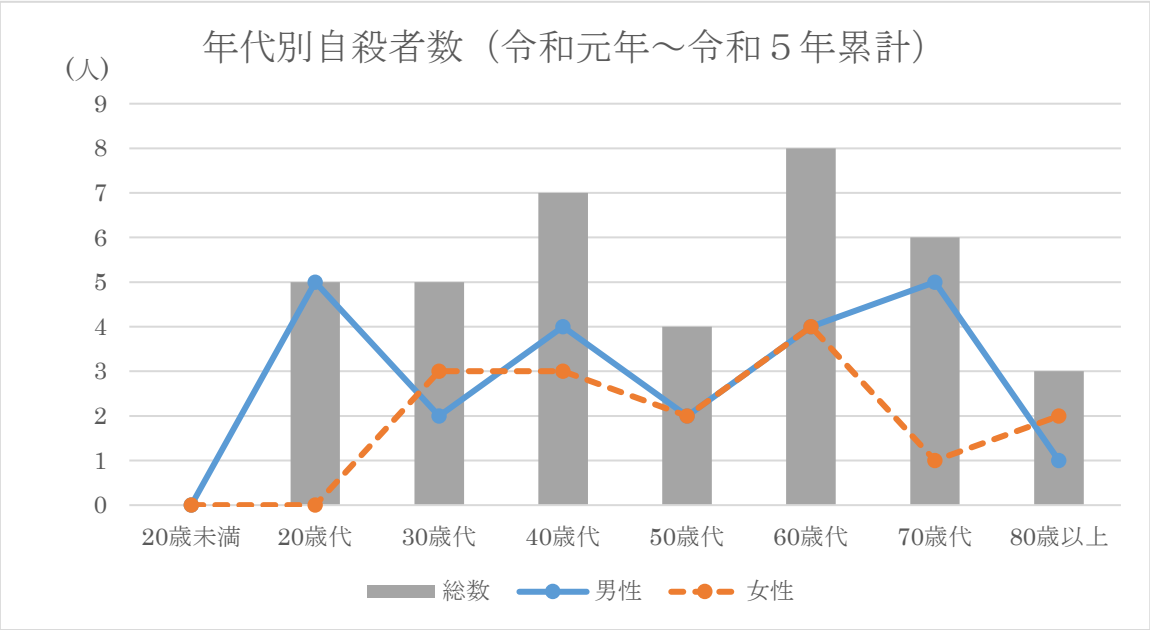

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

性別・年代別割合について、国と比較すると、男性は 20 歳代の割合が高く、60 歳代、70 歳代の割合が国とほぼ同じ状況です。女性は 70 歳代の割合が国よりも低いものの、30 歳代、40 歳代、60 歳代の割合が高い状況です。

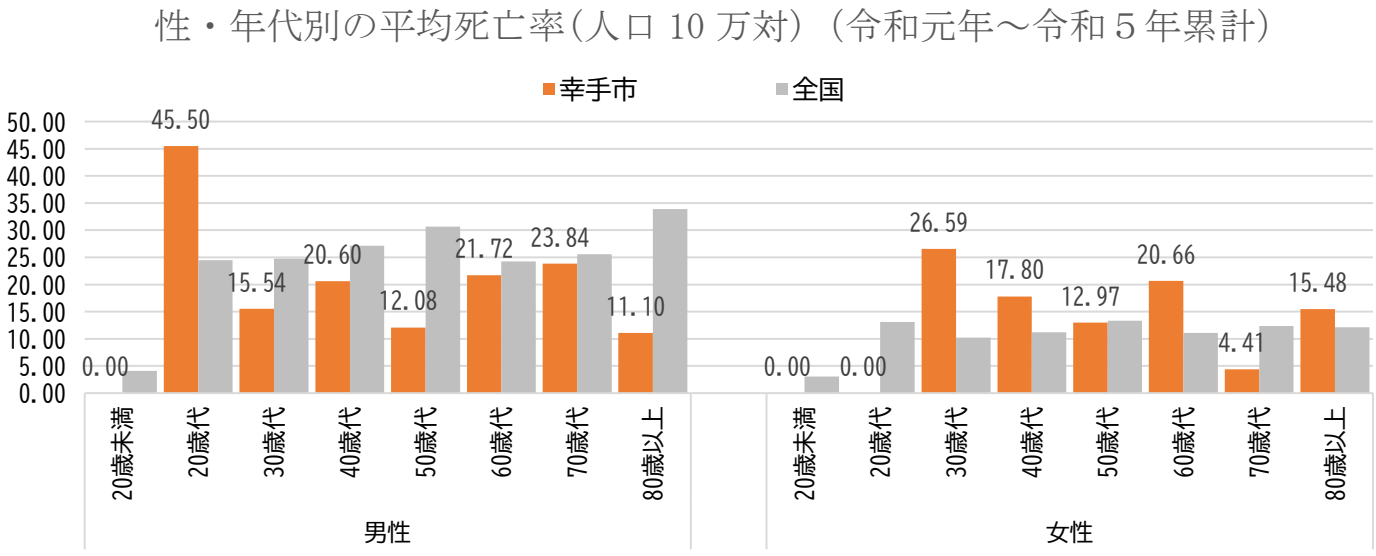

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

（４）ライフステージ別死因

本市のライフステージ*別死因を平成30(2018)年から令和４(2022)年までの５年間の累計で見ると、前計画策定時と大きな変化はなく、総数では悪性新生物や心疾患・肺炎といった疾患を原因とする死亡が多くを占めています。

しかし、壮年期においては自殺が第１位、青年期においては不慮の事故と同率の第１位となっています。

なお、高齢期においては悪性新生物・心疾患等に起因した死亡数が増えることから、自殺の死因順位は枠外ですが、（３）のとおり、自殺者数では高齢者が多いことが分かります。

ライフステージ別死因（平成 30 年～令和４年累計）

	幼年期 (0～4 歳)	少年期 (5～14 歳)	青年期 (15～24 歳)	壮年期 (25～44 歳)	中年期 (45～64 歳)	高齢期 (65 歳以上)	総数
第１位	先天奇形・変形及び染色体異常 66.7%	悪性新生物 50.0%	不慮の事故 20.0%	自殺 30.8%	悪性新生物 40.0%	悪性新生物 27.5%	悪性新生物 28.3%
第２位	周産期に発生した病態 33.3%	その他新生物 50.0%	自殺 20.0%	悪性新生物 23.1%	心疾患 (高血圧性を除く) 16.4%	心疾患 (高血圧性を除く) 15.2%	心疾患 (高血圧性を除く) 15.1%
第３位				不慮の事故 7.7%	脳血管疾患 5.9%	肺炎 8.8%	肺炎 8.2%
第４位				敗血症 3.8%	自殺 5.9%	老衰 6.5%	脳血管疾患 6.3%
第５位				心疾患 (高血圧性を除く) 3.8%	肝疾患 3.2%	脳血管疾患 6.4%	老衰 6.0%
第６位				脳血管疾患 3.8%	敗血症 1.4%	誤嚥性肺炎 2.6%	誤嚥性肺炎 2.5%
第７位				肺炎 3.8%	糖尿病 1.4%	血管性及び詳細不明の認知症 2.4%	血管性及び詳細不明の認知症 2.2%
第８位				ヘルニア及び腸閉塞 3.8%	不慮の事故 1.4%	不慮の事故 2.1%	不慮の事故 2.1%
			その他 60.0%	その他 19.2%	その他 24.5%	その他 28.5%	その他 29.4%

資料：人口動態統計※「死因順位に用いる分類項目」による。死亡割合が同率の場合は、死因簡単分類コード番号順に掲載している。9 位以下は 8 位と同数であっても掲載しない。

＊ライフステージ：人の一生を出生や入学、卒業、退職等の節目ごとに少年期・青年期･壮年期･高齢期などによって区分した各段階のこと。

（５）自殺者における職業の有無

令和元(2019)年から令和５(2023)年までの累計で職業の有無の割合を比較すると、国・埼玉県・幸手市とも、過半数が無職です。

さらに、無職者の内訳をみると、本市は「年金・雇用保険等生活者」の割合が多くなっています。この傾向は、前計画策定時の平成 25(2013)年から平成29(2017)年までの累計と同様といえます。

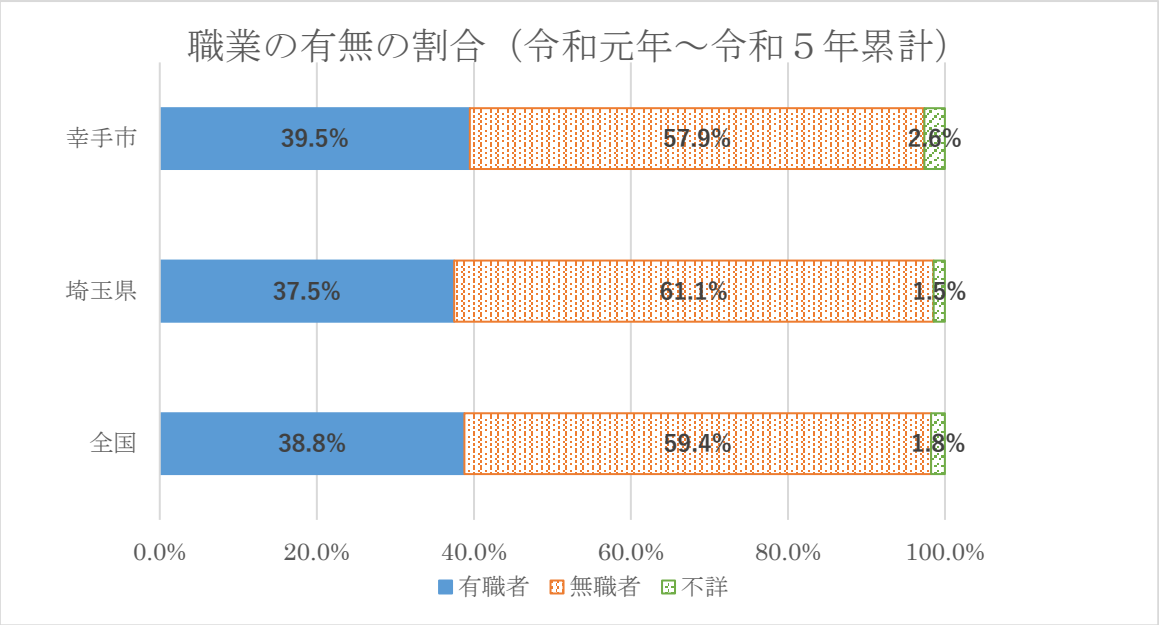

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

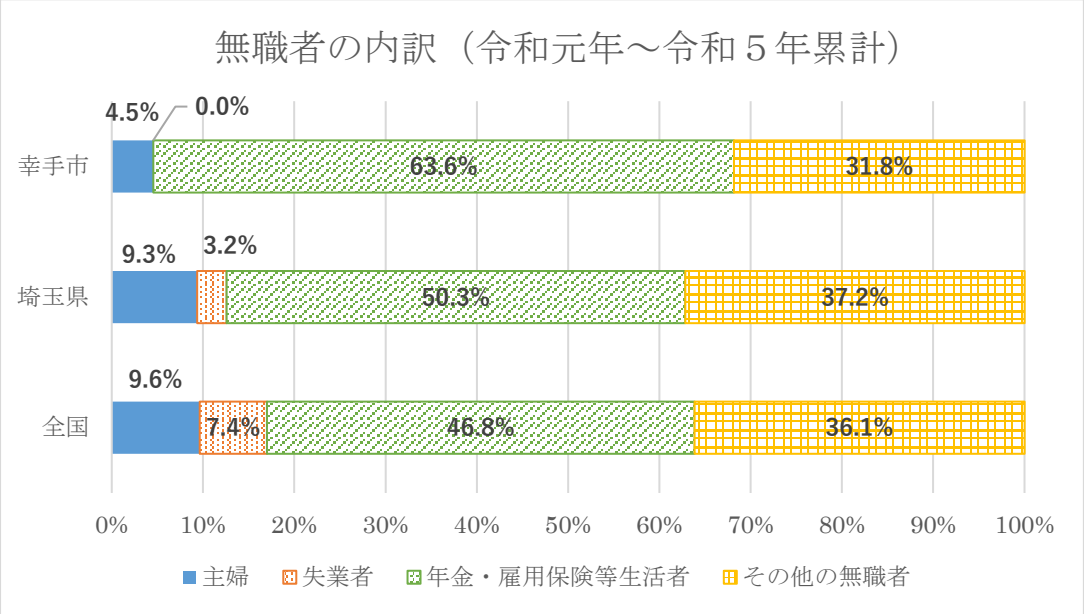

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

（６）原因・動機別

自殺に至る原因・動機が遺書等で明らかに分類できたものの中で、本市における令和元(2019)年から令和５(2023)年までの原因・動機を見ると「健康問題」が最も多くなっています。全国・埼玉県は次いで「経済・生活問題」となっています。本市でも前計画策定時の平成 25(2013)年から平成 29(2017)年までの累計では「健康問題」の次は「経済・生活問題」でしたが、令和元(2019)年から令和５(2023)年まででは「勤務問題」が多くなっています。

「勤務問題」とは、職場の人間関係や職場環境の変化、勤務疲れ等に起因するものを指します。

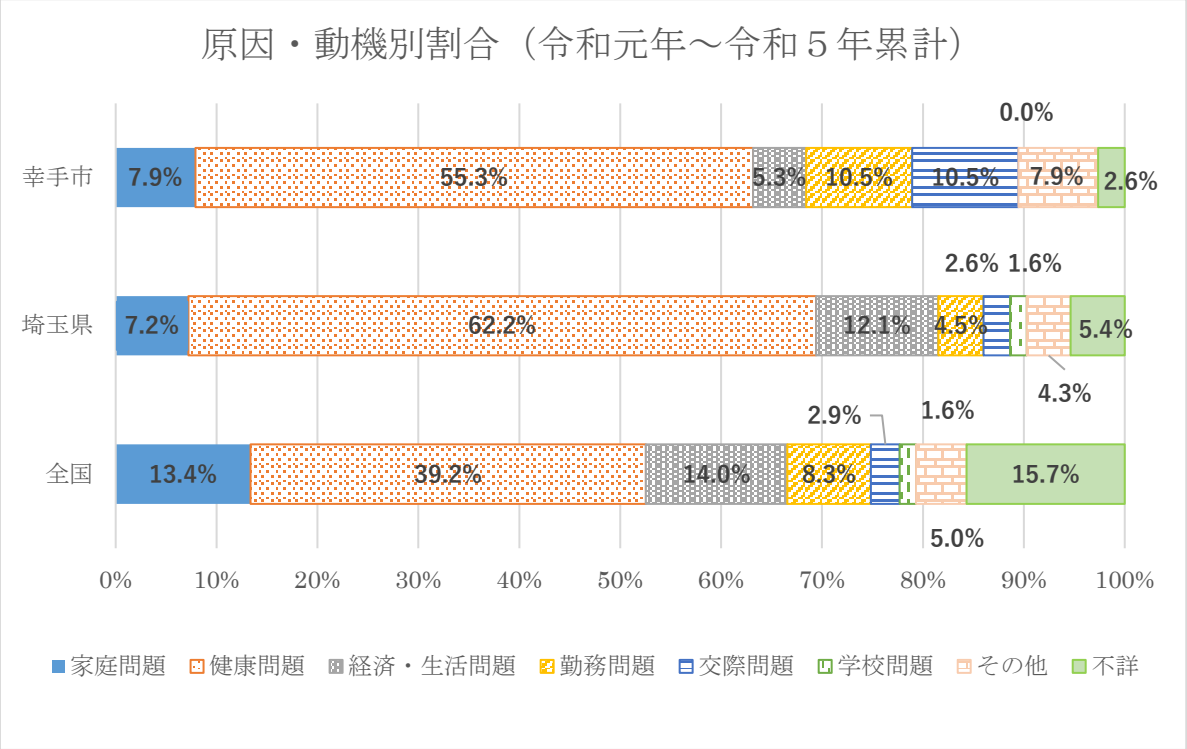

（７）幸手市の自殺の特徴

国は本市の「地域の自殺の特徴」として、性別・年代・職業・同居人の有無から自殺者が多い上位５つの区分を以下のとおり示しています。

本市の主な自殺の特徴（令和元年～令和５年累計）

上位５区分	自殺者数	割合	自殺死亡率※（10 万対）
１位：男性 60 歳以上無職同居	７人	18.4%	29.2
２位：男性 20～39 歳有職同居	４人	10.5%	26.3
３位：男性 40～59 歳有職同居	４人	10.5%	15.3
４位：女性 60 歳以上無職同居	４人	10.5%	10.7
５位：男性 20～39 歳有職独居	２人	5.3%	63.1

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順
※自殺死亡率の母数（人口）は令和２年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

本市上位５つの背景にある自殺の危険経路（例）

<table>
<tr><th>上位５区分</th><th colspan="2">背景にある自殺の危険経路（例）</th></tr>
<tr><td>１位：男性 60 歳以上無職同居</td><td colspan="2">失業（退職）
↓
生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患
↓
自殺</td></tr>
<tr><td>２位：男性 20～39 歳有職同居</td><td colspan="2">職場の人間関係/仕事の悩み（ブラック企業）
↓
パワハラ＋過労
↓
うつ状態
↓
自殺</td></tr>
<tr><td>３位：男性 40～59 歳有職同居</td><td colspan="2">配置転換
↓
過労
↓
職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗
↓
うつ状態
↓
自殺</td></tr>
<tr><td>４位：女性 60 歳以上無職同居</td><td colspan="2">身体疾患
↓
病苦
↓
うつ状態
↓
自殺</td></tr>
<tr><td>５位：男性 20～39 歳有職独居</td><td>【正規雇用】
配置転換
↓
過労
↓
職場の人間関係の悩み
仕事の失敗
↓
うつ状態
↓
自殺</td><td>【非正規雇用】
（被虐待・高校中退）
生活苦
↓
借金
↓
うつ状態
↓
自殺</td></tr>
</table>

２　休養・こころの健康に関する調査の結果
（健康日本 21 幸手計画（第４次）策定の基礎資料からの抜粋）

令和５年度に「健康日本 21 幸手計画（第４次）」策定の基礎資料とするため調査を実施しました。

その中の「休養・こころの健康」に関する項目を抜粋します。

健康日本 21 幸手計画（第４次）策定に関するアンケート調査概要
〇実施期間：令和５年５月 31 日～６月 20 日
〇実施対象：幸手市民
〇実施方法：20 歳～80 歳の市民の中から、1,500 人を無作為抽出し郵送回収
〇有効回収数：487 票（有効回収率：32.5%）

対象者の選定方法や母数、設問が違うため、比較対象として十分とはいえませんが、前計画策定時の調査結果も参考として付記します。

【前計画時調査概要】生活習慣調査
〇健康日本 21 幸手計画（第３次）・幸手市食育推進計画策定に関するアンケート調査
〇実施期間：平成 29 年７月～12 月
〇実施対象：幸手市民
〇実施方法：特定健康診査・がん検診・乳幼児健診の通知に調査票を同封し、受診日当日に回収
〇回収数：4,485 票　（回収率：89.3%）

（１）ストレスに関する状況

ストレスの感じ方に関する設問については 16.2%の人が「大いにある」、53.4%の人が「多少ある」となっており、ストレスを感じると回答した人が 69.6%を占めています。

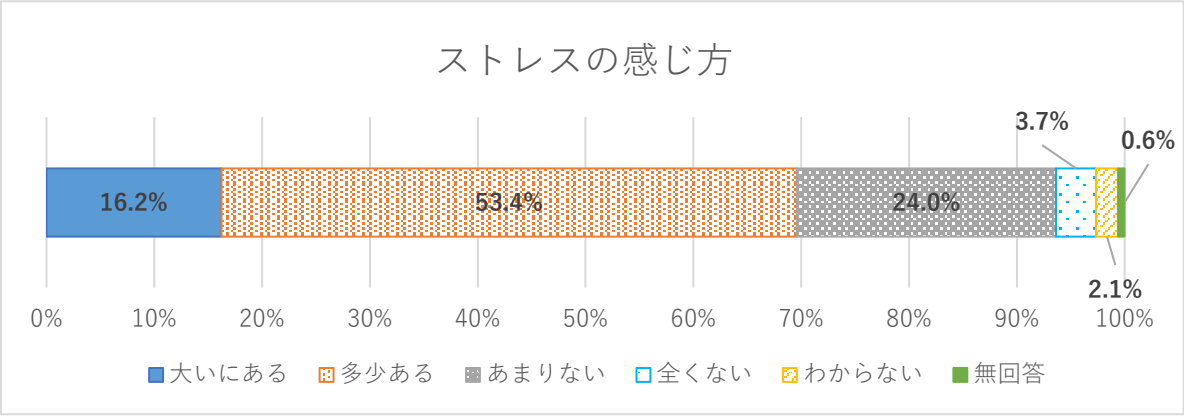

ストレス解消のために何かを実施している人は 47.0%で、僅かながら「何も実行していない」と回答した人が上回っています。

前計画時調査では、「ストレス解消のため、何か実行していますか」の設問に「はい」が 34.7%、「いいえ」が 50.4%でした。

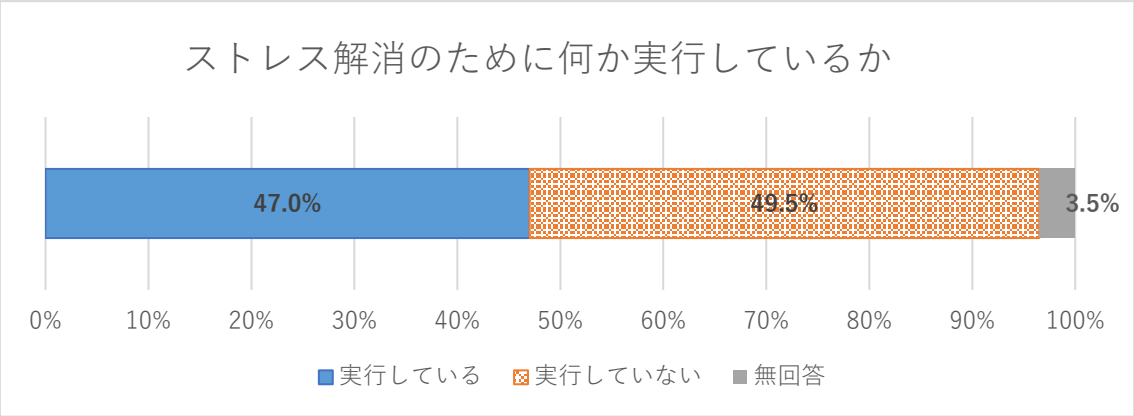

（２）睡眠に関する状況

睡眠については、「睡眠で休養が取れている」とした人は、よく取れている人 13.3%と、大体取れている 56.9%と合わせて 70.2%で、約３割の人は「睡眠で休養がとれていない」と回答しています。

また、１日の平均睡眠時間については、成人の適正な睡眠時間と考えられている６～８時間未満の人は 57.7%で、６時間未満の人は 25.9%の回答となっています。

前計画時調査では「睡眠で休養が取れていますか」の設問に対し、「はい」が 66.9%、「いいえ」が 20.4%でした。

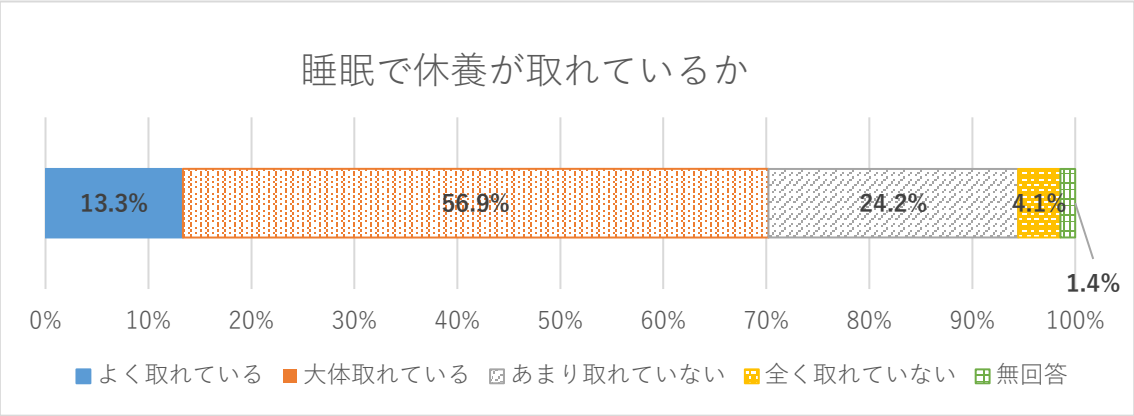

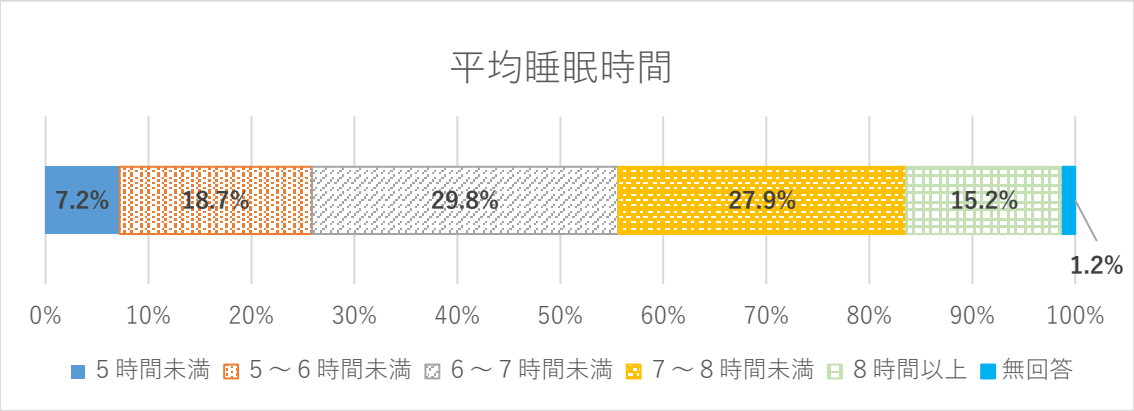

（３）悩みやストレスを感じたときの対応

「悩みや不安があるかどうか」について、「非常にある」あるいは「多少ある」と回答した人は 71.3%で、「あまりない」あるいは「まったくない」と回答した人より多くなっています。

「悩みや不安があった時に相談しますか」については、「相談できる」と 54.0%の人が回答しており、「相談することをためらう」あるいは「できない」と回答した人は 44.4%となっています。

また、悩みや不安がある時の相談先については、家族や知人が多くなっています。

前計画時調査では、「悩みを抱えた時やストレスを感じた時に誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか」という設問に対し、「感じる」または「どちらかと言えば感じる」と回答した人が 46.7%、「どちらかと言えば感じない」または「感じない」と回答した人とほぼ同率でした。

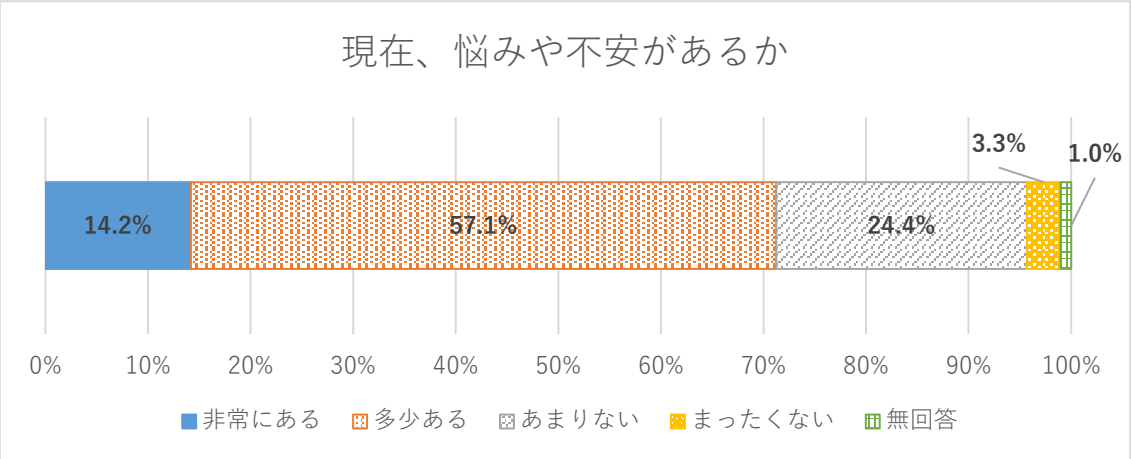

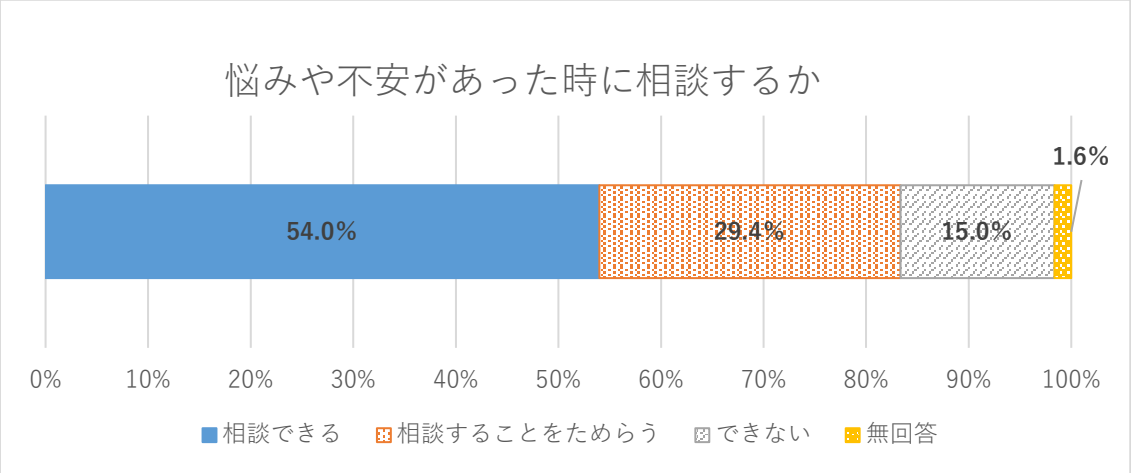

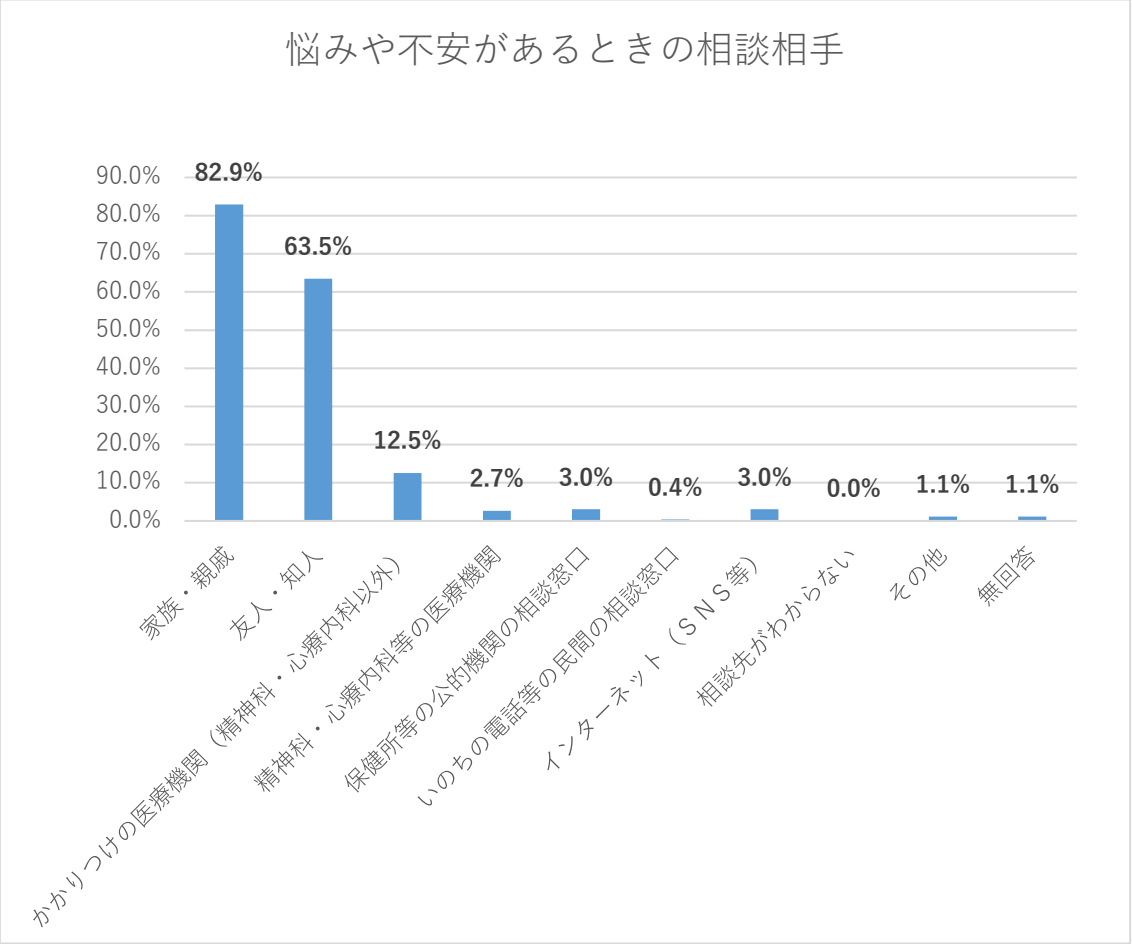

「身近な方の『うつ病のサイン』に気づいたとき、専門の窓口に相談するようすすめるか」については、74.9%の人が「すすめる」と回答しています。

前計画時調査では、同様の質問で「すすめる」と回答した人が 78.6%、「すすめない」と回答した人が 1.0%でした。

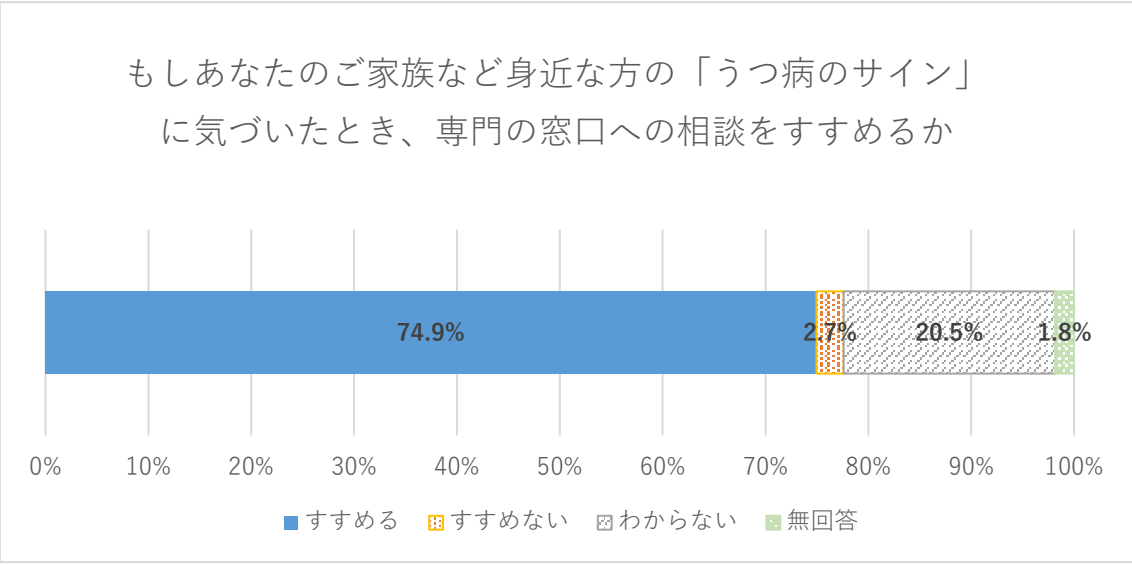

３　幸手市の自殺における課題

自殺に関する統計や地域自殺実態プロファイル、生活習慣調査の結果から、本市の自殺の状況と課題は以下のとおりです。

【課題１】高齢者への対策が必要です

幸手市の自殺の特徴として、最も多いのが 60 歳代であり、高齢者の自殺が多い状況です。

高齢者は有病率が高く、家族を介護する人も多いことから、周囲から孤立しないように、様々な関係機関が包括的に行っている既存の支援体制を活用する等、高齢者への対策が求められています。

【課題２】生活困窮者への対策が必要です

全国・埼玉県と比較し、自殺者に占める年金・雇用保険等生活者の割合が高くなっています。

年金・雇用保険等生活者は近年の物価高騰の影響を受け、生活が苦しくなっているほか、さまざまな問題を複合的に抱え、生活苦からうつ状態等の健康問題へと発展し、自殺に至っていることが本市の自殺の特徴から垣間見えます。就労支援の取り組みや生活困窮者への相談窓口の周知など「生活困窮者への対策」が必要とされています。

【課題３】女性、若者への対策が必要です

国・埼玉県と比較し、自殺者に占める女性の割合が高く、特に 30 歳代、40 歳代、60 歳代が高く、また、男性では 20 歳代が高くなっています。

青年期・壮年期の自殺の背景として、失業や配置転換、病気になる、障がいを抱えるなど様々な変化による悩みに起因する可能性が高くなっています。また、女性では、職場や家庭（ＤＶを含む）、近隣関係などの人間関係の悩みに起因することも多い傾向にあります。

悩みを相談できず、孤立することのないよう、『うつ病のサイン』などの変化に気づき、相談窓口につなげていくことが必要です。

【課題４】地域全体で自殺対策への取り組みが必要です

本市の自殺死亡率は、平成 30 年から令和４年までは国・埼玉県を下回ったものの、令和５年では再び国・埼玉県を上回っています。

また、アンケート調査の結果、44.4%が悩みや不安を感じた時に相談を「ためらう」または「できない」と回答しており、前計画と同様に、自ら相談して悩みを解消できない人が半数近くいる状況です。

このため、引き続き、計画に関係機関の取り組みを位置づけ、総合的に推進していくことや、身近な人が早めに本人の変化に気づき、必要な相談窓口につなげることができる土壌づくりが必要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因によっても引き起こされる、誰にでも起こり得る問題です。

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因＝失業や多重債務、生活苦など）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因＝信頼できる人間関係、危機回避能力、自己肯定感など））」を通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」で総合的に推進することが重要です。

本市においても、自殺対策を生きることの総合的な支援として推進していくこととし、国の自殺総合対策大綱、県の埼玉県自殺対策計画と同様に、前計画に引き続き、次のような基本理念を設定します。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」

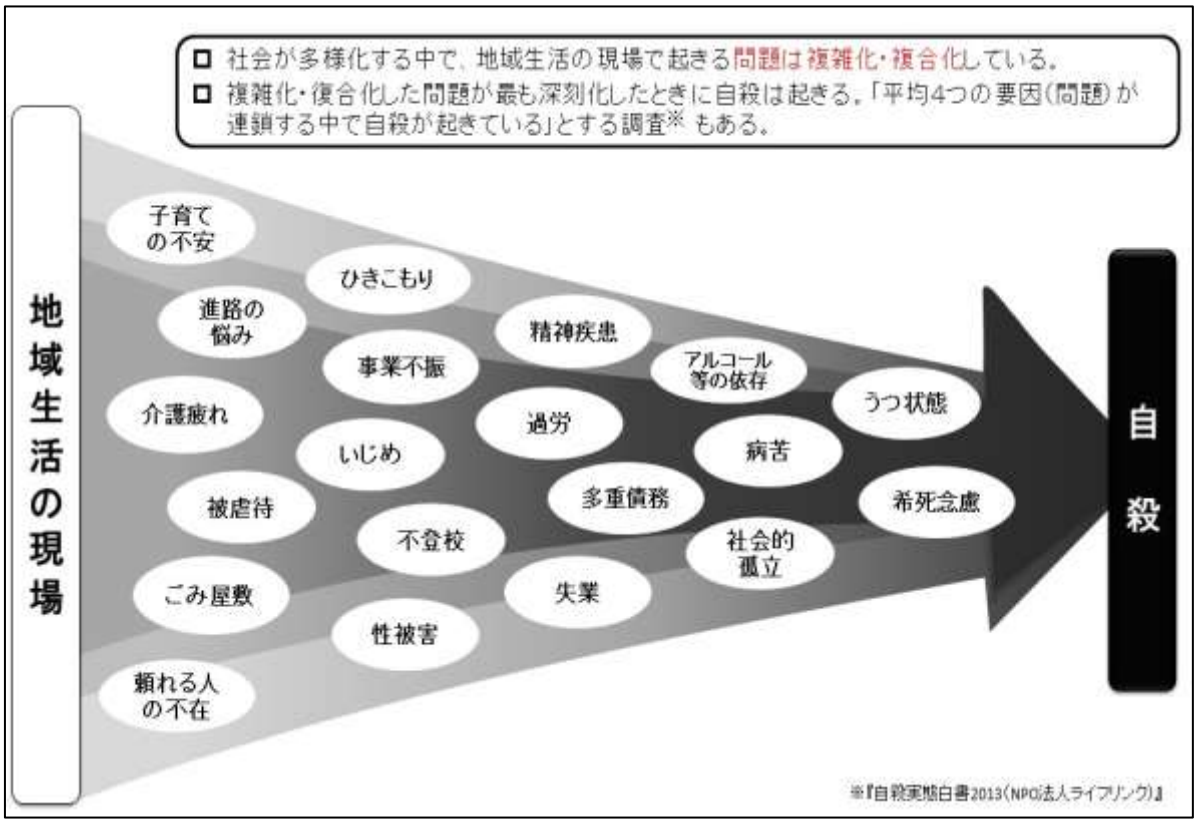

図：ＮＰＯ法人自殺対策支援センター「自殺の危機要因イメージ図」

２　自殺対策における基本方針

本市では、基本理念の実現を図るため、本市の現状及び国の自殺総合対策大綱を踏まえた、次の考え方に基づき自殺対策に取り組みます。

（１）生きることの包括的な支援

「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因＝信頼できる人間関係、危機回避能力、自己肯定感など）」よりも「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因＝失業や多重債務、生活苦など）」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。

このため、自殺対策では、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取り組みと「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取り組みの双方の取り組みから自殺リスクの低下を推進する必要があります。地域の「生きる支援」に関する取り組みを総動員し、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

（２）関連する他の施策と連携することで総合的な対策として展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人や組織が密接に連携する必要があり、生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有していくことが必要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度、孤独・孤立対策については、状態が深刻化する前の適切な支援や複合的課題等に対応するための市民、関係機関とのネットワークづくりなど、自殺対策と共通する部分が多くあります。それらの関連施策と精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

（３）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を図る

自殺対策は、自殺リスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関との連携を深め、地域全体で支援を行う「地域連携のレベル」、誰もが自殺に追い込まれることのない社会を構築する「社会制度のレベル」の３つのレベルに分けることができます。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取り組み」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

（４）実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

（５）関係機関の役割を明確化した連携・協働による取り組みの推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市をはじめ、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

３　計画の数値目標

目標：「一人でも多くの自殺を防ぐ」
令和 10（2028）年の自殺死亡率を 18.0 以下（自殺者数 10 人以下）になることを目指します。

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和８(2026)年までに（令和７(2025)年の）厚生労働省「人口動態統計」に基づく自殺死亡率を平成 27(2015)年の 18.5 と比べて、30%以上減少させ 13.0 以下にすることです。

また、埼玉県は自殺対策計画（第３次）の計画期間内に達成すべき中間目標として令和８(2026)年までに自殺死亡率を平成27(2015)年比30%減となる12.6を目標としています。

本市の前計画の目標値は、令和５(2023)年の自殺率と比較すると目標達成に至りませんでしたが、年ごとのばらつきを考慮し、令和２(2020)年から令和５(2023)年までの平均値（４年間）と比較すると、既に 30%減を達成しています。

そうした年ごとのばらつきと国・県の目標値を踏まえ、本市では、計画の期間内に達成すべき目標を、平成 23(2011)年から平成 27(2015)年までの平均自殺死亡率 25.76 と比べて 30%減となる 18.0 を数値目標とし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

なお、前計画と同様、数値目標の評価については、対象となる自殺者数を統計の数値として見た場合、年ごとにばらつきがあるため、令和 10(2028)年の自殺死亡率（単年）のほか、令和７(2025)年から令和 10(2028)年までの４年間の自殺死亡率の平均値を算出し、それぞれを基準の目標値と比較することで評価を行います。

幸手市

	基準	現状	目標
年	平成 23(2011)年 ～平成 27(2015)年	令和２(2020)年 ～令和５(2023)年	令和７(2025)年 ～令和 10(2028)年
自殺死亡率 （人数）	25.76 （14 人）	16.0 （8 人）	18.0 （10 人）
対基準年比	100%	57.1%	70%

（参考）令和５(2023)年　自殺死亡率(人数)＝22.3(11 人)、対基準年比＝86.6%

【参考】国・埼玉県の数値目標

自殺総合対策大綱(国)

	基準	現状	目標
年	平成 27(2015)年	令和５(2023)年	令和７(2025)年
自殺死亡率	18.5	17.3	13.0
対 27 年比	100%	93.5%	70.0%

埼玉県自殺対策計画(県)

	基準	現状	目標
年	平成 27(2015)年	令和５(2023)年	令和７(2025)年
自殺死亡率	18.0	17.8	12.6 以下
対 27 年比	100%	98.8%	70.0%

４　施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が取り組むべきとされている、５つの「基本施策」と厚生労働省が集計・作成した各データ及び「地域自殺実態プロファイル」から、本市の現状を踏まえてまとめた、３つの「重点施策」で構成します。

（１）重点施策

市の自殺の現状を分析した結果から、下記の３つを重点施策として推進していきます。

① 高齢者への対策
② 生活困窮者への対策
③ 女性、若者への対策

（２）基本施策

国の自殺総合対策大綱に基づいて、地域で自殺対策を推進するにあたり、欠かすことのできない基盤的な取り組みとして定めます。

① 地域におけるネットワークの強化
② 自殺対策を支える人材の育成
③ 市民への啓発と周知
④ 生きることの促進要因への支援
⑤ 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

幸手市自殺対策計画の体系

基本理念

『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して』

目標：「一人でも多くの自殺を防ぐ」

令和 10（2028）年の自殺死亡率を 18.0 以下
（自殺者数 10 人以下）になることを目指します。

基本方針

① 生きることの包括的な支援
② 関連する他の施策と連携することで総合的な対策として展開
③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を図る
④ 実践と啓発を両輪とした推進
⑤ 関係機関の役割を明確化し、連携・協働による取り組みの推進

重点施策	基本施策
① 高齢者への対策 ② 生活困窮者への対策 ③ 女性、若者への対策	① 地域におけるネットワークの強化 ② 自殺対策を支える人材の育成 ③ 市民への啓発と周知 ④ 生きることの促進要因への支援 ⑤ 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

第４章　自殺対策における取組

１　重点施策

【重点施策１】高齢者への対策

高齢者は、配偶者をはじめとした家族や友人等との死別や離別、身体疾患等をきっかけとした閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすく、また、介護や生活困窮などの複数の問題を抱え込みやすい状況にあります。

これらの問題に早期に気づき、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域包括ケアシステムの充実を図るなど、高齢者を支える地域づくりを推進します。

①ネットワーク・人材育成事業			
事業名	事業概要	担当課	基本施策
高齢者･障害者地域見守り支援ネットワーク会議	ネットワークに属する地域包括支援センター、民生委員等の関係機関が日常生活や日常業務の中で、高齢者や障がい者の見守りや声かけ活動を通して、要援護者を早期に発見し、適切な支援につなげる。	介護福祉課	地域におけるネットワークの強化
在宅医療･介護連携推進事業	医療と介護が一体的に提供され、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう支援する。	介護福祉課	地域におけるネットワークの強化
暮らしの保健室	高齢者が気軽にお店や地域のサロン等で世間話をすることや、コミュニティナースに相談することができるよう、地域内に居場所作りを行う。 事業者や店舗関係者に世間話を通じて相談等に応じてもらうことで、行政や関係機関との橋渡し役を担う。	介護福祉課	地域におけるネットワークの強化
介護予防把握事業	高齢者実態把握票を作成し、困りごとのある高齢者等を地域包括支援センター等の相談窓口につなぐ。	介護福祉課	地域におけるネットワークの強化

事業名	事業概要	担当課	基本施策
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指す。	介護福祉課	自殺対策を支える人材の育成
介護予防サポーター養成講座	介護予防サポーターを養成することで、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者が交流できる場を作り、助け合い、支え合える地域づくりを推進する。	介護福祉課	自殺対策を支える人材の育成
傾聴ボランティア訪問事業	不安や寂しさを抱え、話し相手が欲しいと思っている高齢者の気持ちに寄り添い話を聞けるボランティアの育成・支援を行う。	社会福祉協議会	自殺対策を支える人材の育成
ふれあい電話サービス事業	不安や寂しさを抱え、話し相手が欲しいと思っている70歳以上かつひとり暮らしの高齢者が心穏やかに元気に過ごせるよう、電話を通じて交流するボランティアの育成・支援を行う。	社会福祉協議会	自殺対策を支える人材の育成
②相談・支援			
事業名	事業概要	担当課	基本施策
地域包括支援センター	高齢者や家族が抱える様々な問題を把握し、包括的な支援を行う。	介護福祉課	生きることの促進要因への支援
介護相談員派遣事業	介護相談員が要介護(要支援)認定者の自宅や介護サービス実施施設等へ直接訪問、または電話による相談を行い、現状の介護サービスへの不満や要望などを聞き、サービスの質の改善を図りながら利用者の安心の手助けを行う。	介護福祉課	生きることの促進要因への支援

事業名	事業概要	担当課	基本施策
介護予防･日常生活支援総合事業	訪問･通所サービス･生活支援を行い心身機能の維持・向上及び居場所づくりを推進する。	介護福祉課	生きることの促進要因への支援
おれんじカフェ	認知症の方や介護している家族に、日ごろの悩みの解消やリフレッシュ、情報交換の場を提供する。	介護福祉課	生きることの促進要因への支援
配食サービス事業	調理や外出が困難な７０歳以上のひとり暮らしの高齢者や障がいがある方などへ手作りのお弁当を配達する。	社会福祉協機会	生きることの促進要因への支援
認知症ケア相談室	認知症の方や介護している家族の不安や悩みについて、地域包括支援センターやグループホームの相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。	介護福祉課	生きることの促進要因への支援
高齢者の総合相談事業	地域包括支援センター等において、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、適切なサービスにつなげる。	介護福祉課	生きることの促進要因への支援
福祉サービス利用援助事業 （あんしんサポート）	もの忘れのある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方が地域で自立した生活を送れるように、必要な支援を行う。	社会福祉協議会	生きることの促進要因への支援

【重点施策２】生活困窮者への対策

生活困窮の背景としては、病気や事業不振、離婚、介護、多重債務、依存症などの深刻な問題を複数抱えていることが多く、経済的な困窮にとどまらず「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が重複している傾向にあります。

このため、経済的な支援だけでなく、生活面や人間関係等を含めた「生きることの包括的な支援」を推進します。

①相談・支援			
事業名	事業概要	担当課	基本施策
彩の国あんしんセーフティネット	既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮等の様々な課題に対応するために、社会福祉法人が協働して、社会貢献活動としての相談支援事業を実施する。	社会福祉協議会	地域におけるネットワークの強化
ふるさとハローワーク	ハローワークと連携しながら、職業の相談や紹介を実施する。	商工観光課	生きることの促進要因への支援
就労支援事業	ハローワークによる就労支援セミナーや個別の就労相談、内職相談等による就職支援を行う。	商工観光課	生きることの促進要因への支援
納税相談	市役所開庁時間に来庁が困難な納税者に向けて、夜間及び休日における相談の機会を提供する。	納税課	生きることの促進要因への支援
国民年金に関する相談	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付等の相談を行う。	保険年金課	生きることの促進要因への支援
自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に対して自立に向けた支援を行い、不安などの解消、自殺リスクの軽減を図る。	社会福祉協議会	生きることの促進要因への支援
心配ごと相談事業	日常生活の中での悩みや心配ごとなどに応じ、早期解決を図る。	社会福祉協議会	生きることの促進要因への支援

②給付等			
事業名	事業概要	担当課	基本施策
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当支給申請等において、対象者の把握に努め、必要に応じ相談機関へつなぐ。	こども支援課	生きることの促進要因への支援
母子家庭等自立支援給付金事業	就労に必要な資格の取得及び養育費の継続した履行確保を支援することにより、生活の安定及び自殺リスクの軽減を図る。	こども支援課	生きることの促進要因への支援
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等医療費助成申請等において、対象者の把握に努め、必要に応じて相談機関へつなぐ。	こども支援課	生きることの促進要因への支援
ひとり親家庭等受験料支援補助金交付事業	子どもの学習・生活支援事業を利用しているひとり親家庭等の児童の大学等及び模擬試験受験料の一部を補助する。	こども支援課	生きることの促進要因への支援
入学準備金貸付事業	高等学校、大学、専門学校(高等・専門課程)等に入学を希望する方の保護者で、入学資金の調達が困難な方に、入学準備金を無利子で貸し付ける。	学校教育課	生きることの促進要因への支援
就学援助と特別支援学級就業奨励補助に関する事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や修学旅行費、給食費など学校の学習に必要な費用の一部を補助する。また、特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者を対象に経済的な負担を軽減するため、給食費や学用品費などの経費を一部援助する。	学校教育課	生きることの促進要因への支援
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の中学生、高校生の進学に向けた支援を行い、貧困の連鎖解消を図る。	社会福祉課	生きることの促進要因への支援

事業名	事業概要	担当課	基本施策
公営住宅改修事業	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に公営住宅を修繕維持し、存続を図る。	建築指導課	生きることの促進要因への支援
住居確保給付金	自立に向け就職活動を行っている生活困窮者に対して家賃相当額の給付金を支給する。	社会福祉課	生きることの促進要因への支援
生活保護支給扶助事業	生活保護法に基づき、生活に困窮している方に生活保護費を支給し、就労可能者を就労自立につなげる。	社会福祉課	生きることの促進要因への支援
生活福祉資金貸付事業	生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした貸付を行うことで、生活における不安の解消や自殺リスクの軽減を図る。	社会福祉協議会	生きることの促進要因への支援
歳末たすけあい配分金事業	支援を必要とする世帯に対して慰問金品等を送ることで、生活における不安の解消や自殺リスクの軽減を図る。	社会福祉協議会	生きることの促進要因への支援

【重点施策３】女性、若者への対策

本市の自殺者における女性、若者の割合は国・県よりも高い傾向にあるため、妊娠・子育て中の女性への支援、障がい・ＤＶ・ハラスメント・差別など、様々な困難・課題を抱える人に寄り添ったきめ細かい支援を推進します。

①普及啓発			
事業名	事業概要	担当課	基本施策
男女共同参画推進事業	男女共同参画情報誌の発行、男女共同参画セミナーの実施、ＤＶ防止に関する啓発を行う。	人権推進課	市民への啓発と周知
女性の健康に関する知識の普及啓発	女性特有のがんやプレコンセプションケア（思春期の健康）の知識の普及啓発を行うほか、望まない妊娠や不妊・不育症等の相談窓口に関する周知を図る。	健康増進課	市民との啓発と周知
②相談・支援			
ＤＶ相談	配偶者等からの暴力の相談及び被害者の保護を行う。	人権推進課	生きることの促進要因への支援
人権相談	人権擁護委員が様々な人権問題で困っている人の相談を行う。	人権推進課	生きることの促進要因への支援
（障がい者）相談支援事業	障がいのある方の、仕事や福祉サービスの相談から、「こんなことが分からない」「こんなことに困っている」など幅広い相談を行う。	社会福祉課	生きることの促進要因への支援
障がい者就労支援センター	専任の障がい者職場指導員が、障がい者の就労全般についての相談、働くために必要な準備の手伝いなどの支援を行う。	社会福祉課	生きることの促進要因への支援
養育支援訪問事業	出産前に特に支援が必要な妊婦や出産後の養育に支援が特に必要な保護者に対して、訪問による相談・指導・助言を行う。	健康増進課	生きることの促進要因への支援

事業名	事業概要	担当課	基本施策
こころの健康相談	こころの不調を感じている本人やその家族からの相談に保健師が応じる。	健康増進課	生きることの促進要因への支援
妊産婦･新生児訪問指導事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）	訪問を希望する妊婦や特定妊娠、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。支援が必要な家庭に対して、適切なサービス利用につなげる。	こども支援課	生きることの促進要因への支援
産後ケア事業	産後間もない母子に対し、医療機関でのショートステイ型、デイサービス型、助産師による訪問型の産後ケアを行うことで子育て負担及び自殺リスクの軽減を図る。	こども支援課	生きることの促進要因への支援
家庭児童相談員設置事業	家庭での育児やしつけの悩み、言葉や発達の遅れ、不登校の問題などの保護者の相談に応じ、学校やその他関係機関と連携をとることで、子育ての負担や自殺のリスク軽減を図る。	こども支援課	生きることの促進要因への支援

２　基本施策

【基本施策１】地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、行政、関係団体、民間団体、学校、企業、市民等が、それぞれに果たすべき役割を明確・共有化した上で、相互に連携・協働する仕組みの構築を図ります。

ここでは、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、既に地域に構築・展開されているネットワーク等における自殺対策の連携・強化も含みます。

①ネットワーク・関係団体等			
事業名	事業概要	担当課	重点施策
健康づくり推進会議	保健・医療・教育等の構成員を通じて、関係機関との連携を図り、自殺対策の総合的かつ円滑な推進を図る。	健康増進課	
自殺対策推進連絡会議	庁内の関係部署の構成員を通じて、情報の共有や計画の進捗状況を把握し、関係施策との緊密な連携と協力を図り、自殺対策を総合的に推進する。	健康増進課	
高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議	ネットワークに属する地域包括支援センター、民生委員等の関係機関が日常生活や日常業務の中で、高齢者や障がい者の見守りや声かけ活動を通して、要援護者を早期に発見し、適切な支援につなげる。	介護福祉課	高齢者への対策
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護が一体的に提供され、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう支援する。	介護福祉課	高齢者への対策
子育て支援ネットワーク推進事業	主に幸手市内で活動している子育て支援を行う関係団体や個人が集まり、意見交換や情報発信等を通してネットワークを深め、子育て支援の仕組みを整えることにより、地域において多面的な子育て支援を推進する。	こども支援課	

事業名	事業概要	担当課	重点施策
民生委員･児童委員協議会	民生委員が心配ごとを抱えている地域の人や高齢世帯等に声掛けや相談を行い、必要に応じて相談機関につなぐ。	社会福祉課	
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見と適切な支援を行うために、県や地域の関係機関と連携し、対応する。	こども支援課	
暮らしの保健室	高齢者が気軽にお店や地域のサロン等で世間話をすることや、コミュニティナースに相談することができるよう、地域内に居場所作りを行う。 事業者や店舗関係者に世間話を通じて相談等に応じてもらうことで、行政や関係機関との橋渡し役を担う。	介護福祉課	高齢者への対策
介護予防把握事業	高齢者実態把握票を作成し、困りごとのある高齢者等を地域包括支援センター等の相談窓口につなぐ。	介護福祉課	高齢者への対策
ふれあい･いきいきサロン活動の推進	地域住民やボランティアと一緒に身近な場所で気軽に集まることで、ふれあいを通じて生きがい・仲間づくりに結び付けていく交流の場としてサロン活動を実施する団体へ助成する。	社会福祉協議会	
地域自立支援協議会	障がい福祉に関する地域課題の共有や、課題解決に向けたサービス基盤の整備を目的として、３市２町(幸手市・蓮田市・白岡市・宮代町・杉戸町)で埼葛北地区地域自立支援協議会を運営し、障がい福祉の更なる推進を図る。 また、障がい者差別解消支援地域協議会において、障がい者の差別解消に係る事例の共有及び周知・啓発を行う。	社会福祉課	

事業名	事業概要	担当課	重点施策
障害者基幹相談支援センター	地域における相談支援の拠点として、圏域全体の相談支援体制の充実及び権利擁護・虐待防止に係る取り組みを行うために、３市２町(幸手市・蓮田市・白岡市・宮代町・杉戸町)で埼葛北地区基幹相談支援センターを設置する。	社会福祉課	
彩の国あんしんセーフティネット	既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮等の様々な課題に対応するために、社会福祉法人が協働して、社会貢献活動としての相談支援事業を実施する。	社会福祉協議会	生活困窮者への対策

【基本施策２】自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人を、早期に気づき、支えていくことが重要です。

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基盤となります。

本市では、自殺対策の推進にあたり、専門家や関係者だけでなく、市民に対しても研修等を開催することで、早期に気づき、支えていくことのできる人材を幅広く育成し、地域のネットワークの担い手を増やします。

①人材育成			
事業名	事業概要	担当課	重点施策
ゲートキーパー＊養成講座	市職員の自殺予防に対する意識を高め、生きるための包括的な支援を行えるよう、ゲートキーパー養成講座を開催する。	庶務課	
	ゲートキーパー養成講座を開催することで、自殺予防に対する意識を高め、生きるための包括的な支援を行う人材を育成する。	健康増進課	
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指す。	介護福祉課	高齢者への対策
介護予防サポーター養成講座	介護予防サポーターを養成することで、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者が交流できる場を作り、助け合い、支え合える地域づくりを推進する。	介護福祉課	高齢者への対策
こころの健康に関する講演会	心の健康を保つために、ストレスとの上手な付き合い方や睡眠・休養に対する知識の普及啓発を図る。	健康増進課	
傾聴ボランティア訪問事業	不安や寂しさを抱え、話し相手が欲しいと思っている高齢者の気持ちに寄り添い話を聞けるボランティアの育成・支援を行う。	社会福祉協議会	高齢者への対策

事業名	事業概要	担当課	重点施策
ふれあい電話サービス事業	不安や寂しさを抱え、話し相手が欲しいと思っている70歳以上かつひとり暮らしの高齢者が心穏やかに元気に過ごせるよう、電話を通じて交流するボランティアの育成・支援を行う。	社会福祉協議会	高齢者への対策

＊ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと（厚生労働省ゲートキーパー養成講座テキストより）。

【基本施策３】市民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機は、誰にでも起こり得るものですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現実にあります。

そのような心情や背景への理解を深めることも含め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが重要であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的な普及啓発を行います。

①普及啓発			
事業名	事業概要	担当課	重点施策
自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知	自殺に関するパンフレットの配布・ポスターの掲示をするほか、広報紙・市ホームページ等で「こころの健康づくり」に関する周知及び啓発を行う。	健康増進課	
広報紙等による情報発信	広報紙や市ホームページ、市公式ＳＮＳ等を活用し、各種相談窓口や自殺対策の取り組み等について、市民へ周知する。	健康増進課	
同和・人権啓発（人権啓発事業）	人権を考える集いの開催及び人権に関するポスター掲示等を行う。	人権推進課	
青少年健全育成事業	非行防止パトロールやキャンペーンを実施し、青少年の非行防止及び健全育成を図ることで自殺のリスクの高い若者の早期発見・早期対応につなげる。	社会教育課	
図書館管理事業	図書館スペースを活用し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした図書関連の特集や展示を行い、命の大切さについて啓発する。	社会教育課	
男女共同参画推進事業	男女共同参画情報誌の発行、男女共同参画セミナーの実施、ＤＶ防止に関する啓発を行う。	人権推進課	女性、若者への対策
女性の健康に関する知識の普及啓発	女性特有のがんやプレコンセプションケア（思春期の健康）の知識の普及啓発を行うほか、望まない妊娠や不妊・不育症等の相談窓口に関する周知を図る。	健康増進課	女性、若者への対策

【基本施策４】生きることの促進要因への支援

個人または社会において「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因＝信頼できる人間関係、危機回避能力、自己肯定感など）」が「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因＝失業や多重債務、生活苦など）」よりも大きくなった時に、自殺に追い込まれる危険性が高まります。

このため、本市では「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」をなくすだけでなく「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」の強化に繋がる取り組みを進めます。

①普及啓発			
事業名	事業概要	担当課	重点施策
こころの健康づくり事業	心の健康づくりに関し、十分な休息・睡眠の確保やストレスに対する正しい理解と適切な対処方法についての周知、相談窓口の周知を図る。	健康増進課	
こころの健康に関する出前講座	心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図る。	健康増進課	
経営改善普及事業	商工会による経営者支援セミナー、中小企業経営基盤強化事業を実施する。	商工観光課	
②相談・支援			
事業名	事業概要	担当課	重点施策
ＤＶ相談	配偶者等からの暴力の相談及び被害者の保護を行う。	人権推進課	女性、若者への対策
人権相談	人権擁護委員が様々な人権問題で困っている人の相談を行う。	人権推進課	女性、若者への対策
ふるさとハローワーク	ハローワークと連携しながら、職業の相談や紹介を実施する。	商工観光課	生活困窮者への対策
就労支援事業	ハローワークによる就労支援セミナーや個別の就労相談、内職相談等による就職支援を行う。	商工観光課	生活困窮者への対策

事業名	事業概要	担当課	重点施策
納税相談	市役所開庁時間に来庁が困難な納税者に向けて、夜間及び休日における相談の機会を提供する。	納税課	生活困窮者への対策
国民年金に関する相談	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付等の相談を行う。	保険年金課	生活困窮者への対策
自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に対して自立に向けた支援を行い、不安などの解消、自殺リスクの軽減を図る。	社会福祉協議会	生活困窮者への対策
心配ごと相談事業	日常生活の中での悩みや心配ごとなどに応じ、早期解決を図る。	社会福祉協議会	生活困窮者への対応
無料法律相談	専門家による法律相談を行う。	くらし防災課	
消費生活対策事務	消費者相談・情報提供、消費者教育・啓発、消費者団体への活動支援を行う。	くらし防災課	
こころの健康相談	こころの不調を感じている本人やその家族からの相談に保健師が応じる。	健康増進課	女性、若者への対策
③出産・子育て			
事業名	事業概要	担当課	重点施策
ファミリー・サポート・センターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人による会員組織を作り、育児環境を整備することで子育ての負担や自殺リスクの軽減を図る。	こども支援課	
こども家庭センター	ワンストップの窓口の役割を担い、必要に応じて相談機関へつなぐ。	こども支援課	
子育て支援センター事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を提供し、自殺リスクの軽減を図る。	こども支援課	

事業名	事業概要	担当課	重点施策
家庭児童相談員設置事業	家庭での育児やしつけの悩み、言葉や発達の遅れ、不登校の問題などの保護者の相談に応じ、学校やその他関係機関と連携をとることで、子育ての負担や自殺のリスク軽減を図る。	こども支援課	女性、若者への対策
養育支援訪問事業	出産前に支援が必要な妊婦や出産後の養育に支援が特に必要な保護者に対して、訪問による相談・指導・助言を行う。	健康増進課	女性、若者への対策
妊産婦･新生児訪問指導事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）	訪問を希望する妊婦や特定妊娠、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供し、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス利用につなげる。	こども支援課	女性、若者への対策
産後ケア事業	産後間もない母子に対し、医療機関でのショートステイ型、デイサービス型、助産師による訪問型の産後ケアを行うことで子育て負担及び自殺リスクの軽減を図る。	こども支援課	女性、若者への対策
乳幼児健診事業	乳幼児の身体面及び精神発達面の診査を実施し、疾病又は異常の早期発見と予防のための適切な指導を行う。また、虐待のリスクや育児不安を抱える保護者を把握し、その後の支援につなげる。	こども支援課	
乳幼児発達相談	乳幼児健診・乳幼児健康相談等において、経過観察を要する児と保護者に対して、発育発達の確認及び日常生活における関わり方の助言等を行うことで、保護者の不安軽減を図る。	こども支援課	

事業名	事業概要	担当課	重点施策
育児相談事業	身体計測の際に、子どもの成長を確認するとともに、子育て中の不安や悩みを保健師や助産師に相談できる場を提供し、育児不安の軽減を図る。	こども支援課	
こどものショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により、家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで、児童及びその家族の福祉の向上を図る。	こども支援課	
④学校・教育			
事業名	事業概要	担当課	重点施策
スクールソーシャルワーカー活用事業	不登校児童生徒宅への家庭訪問を実施する。本人、保護者、担任、地区の民生児童委員と連携し、情報共有等を行い、早期発見・早期対応に努める。各学校での教育相談連絡会に出席し、指導に従事する。	学校教育課	
登校サポートボランティア派遣	幸手市教育支援センター（心すこやか支援室）を拠点とするＳＳＷと学校間で連携し、継続的な家庭訪問を定期的に実施する。	学校教育課	
⑤高齢者・介護・障がい			
事業名	事業概要	担当課	重点施策
地域包括支援センター	高齢者や家族が抱える様々な問題を把握し、包括的な支援を行う。	介護福祉課	高齢者への対策
介護相談員派遣事業	介護相談員が要介護（要支援）認定者の自宅や介護サービス実施施設等へ直接訪問、または電話による相談を行い、現状の介護サービスへの不満や要望などを聞き、サービスの質の改善を図りながら利用者の安心の手助けを行う。	介護福祉課	高齢者への対策

事業名	事業概要	担当課	重点施策
介護予防･日常生活支援総合事業	訪問･通所サービス･生活支援を行い心身機能の維持・向上及び居場所づくりを推進する。	介護福祉課	高齢者への対策
おれんじカフェ	認知症の方や介護している家族に、日ごろの悩みの解消やリフレッシュ、情報交換の場を提供する。	介護福祉課	高齢者への対策
(障がい者)相談支援事業	障がいのある方の、仕事や福祉サービスの相談から､｢こんなことが分からない｣｢こんなことに困っている」など幅広い相談を行う。	社会福祉課	女性、若者への対策
障がい者就労支援センター	専任の障がい者職場指導員が、障がい者の就労全般についての相談、働くために必要な準備の手伝いなどの支援を行う。	社会福祉課	女性、若者への対策
配食サービス事業	調理や外出が困難な７０歳以上のひとり暮らしの高齢者や障がいがある方などへ手作りのお弁当を配達する。	社会福祉協機会	高齢者への対策
福祉サービス利用援助事業 （あんしんサポート）	もの忘れのある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方が地域で自立した生活を送れるように､必要な支援を行う。	社会福祉協議会	高齢者への対策
認知症ケア相談室	認知症の方や介護している家族の不安や悩みについて、地域包括支援センターやグループホームの相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。	介護福祉課	高齢者への対策
高齢者の総合相談事業	地域包括支援センター等において、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、適切なサービスにつなげる。	介護福祉課	高齢者への対策

⑥給付・支援			
事業名	事業概要	担当課	重点施策
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当支給申請等において、対象者の把握に努め、必要に応じ相談機関へつなぐ。	こども支援課	生活困窮者への対策
母子家庭等自立支援給付金事業	就労に必要な資格の取得及び養育費の継続した履行確保を支援することにより、生活の安定及び自殺リスクの軽減を図る。	こども支援課	生活困窮者への対策
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等医療費助成申請等において、対象者の把握に努め、必要に応じて相談機関へつなぐ。	こども支援課	生活困窮者への対策
ひとり親家庭等受験料支援補助金交付事業	子どもの学習・生活支援事業を利用しているひとり親家庭等の児童の大学等及び模擬試験受験料の一部を補助する。	こども支援課	生活困窮者への対策
入学準備金貸付事業	高等学校、大学、専門学校(高等・専門課程)等に入学を希望する方の保護者で、入学資金の調達が困難な方に、入学準備金を無利子で貸し付ける。	学校教育課	生活困窮者への対策
就学援助と特別支援学級就業奨励補助に関する事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や修学旅行費、給食費など学校の学習に必要な費用の一部を補助する。また、特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者を対象に経済的な負担を軽減するため、給食費や学用品費などの経費を一部援助する。	学校教育課	生活困窮者への対策
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の中学生、高校生の進学に向けた支援を行い、貧困の連鎖解消を図る。	社会福祉課	生活困窮者への対策
公営住宅改修事業	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に公営住宅を修繕維持し、存続を図る。	建築指導課	生活困窮者への対策

事業名	事業概要	担当課	重点施策
住居確保給付金	自立に向け就職活動を行っている生活困窮者に対して家賃相当額の給付金を支給する。	社会福祉課	生活困窮者への対策
生活保護支給扶助事業	生活保護法に基づき、生活に困窮している方に生活保護費を支給し、就労可能者を就労自立につなげる。	社会福祉課	生活困窮者への対応
生活福祉資金貸付事業	生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした貸付を行うことで、生活における不安の解消や自殺リスクの軽減を図る。	社会福祉協議会	生活困窮者への対策
歳末たすけあい配分金事業	支援を必要とする世帯に対して慰問金品等を送ることで、生活における不安の解消や自殺リスクの軽減を図る。	社会福祉協議会	生活困窮者への対策

【基本施策５】児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育については、「生きる包括的な支援」として、困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられるように、環境づくりを整えます。

また、学校における心の健康づくりとして、学級担任、養護教諭、教育相談担当者、生徒指導担当者、スクールカウンセラー、さわやか相談員などの連携により、児童生徒の状況や相談内容に寄り添った相談体制の充実を図ります。

①相談・教育			
事業名	事業概要	担当課	重点施策
生活指導･健全育成	市内各校での生徒指導及び教育相談に関する連絡会を実施する。	学校教育課	
教育相談(いじめ含む)	各中学校区に配置されているふれあい相談員が、各学校を巡回し、生徒や保護者からの相談を受ける。	学校教育課	
ＳＯＳの出し方に関する教育事業	市内１２小中学校にて、児童生徒、保護者への自殺予防の啓発を行う。	学校教育課	
いじめ防止対策事業	いじめ問題対策連絡協議会を中心として、学校におけるいじめの未然防止を図るための情報共有及び啓発を行う。	学校教育課	
不登校児童生徒支援事業	公立学校に通う小中学生を対象に幸手市教育支援センター(心健やか支援室)において、不登校傾向にある児童生徒の学習支援等を実施し、社会的自立を目指した支援を行う。また､児童生徒､保護者からの相談業務を実施する。	学校教育課	
性に関する指導推進事業	性の多様性、ジェンダーなどについて、教職員の人権教育研修及び児童生徒への人権教育を推進する。	学校教育課	
命の大切さ事業	市内小学校を対象に助産師の講話及び育児体験を実施し、心やからだに関することや人とのつながりを考え、命を大切にすることを伝える。	健康増進課	

第５章　計画の推進

１　計画の公表・周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策の重要性を認識し、取り組みを行えるよう、市ホームページ等に掲載し、広く公表します。

２　推進体制

自殺対策を効果的に推進していくために「幸手市健康づくり推進会議」の保健・医療・教育等の構成委員を通じて、関係機関との連携を図り、施策を進めます。

また、庁内関係部署で構成する「幸手市自殺対策推進連絡会議」においては、情報の共有や計画の進捗状況を把握するとともに、関係施策との緊密な連携と協力を図り、自殺対策を総合的に推進します。

３　計画の進捗管理

本計画における基本施策、重点施策及び生きる関連施策については、ＰＤＣＡサイクル（Plan:計画、Do:実行、Check：評価、Action:改善）に基づき、幸手市自殺対策推進会議において計画の進捗管理を行います。

幸手市健康づくり推進会議での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

また、計画の最終年度である令和 10（2028）年度に最終評価を行い、設定した評価指標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出し次の計画策定に活かしていきます。

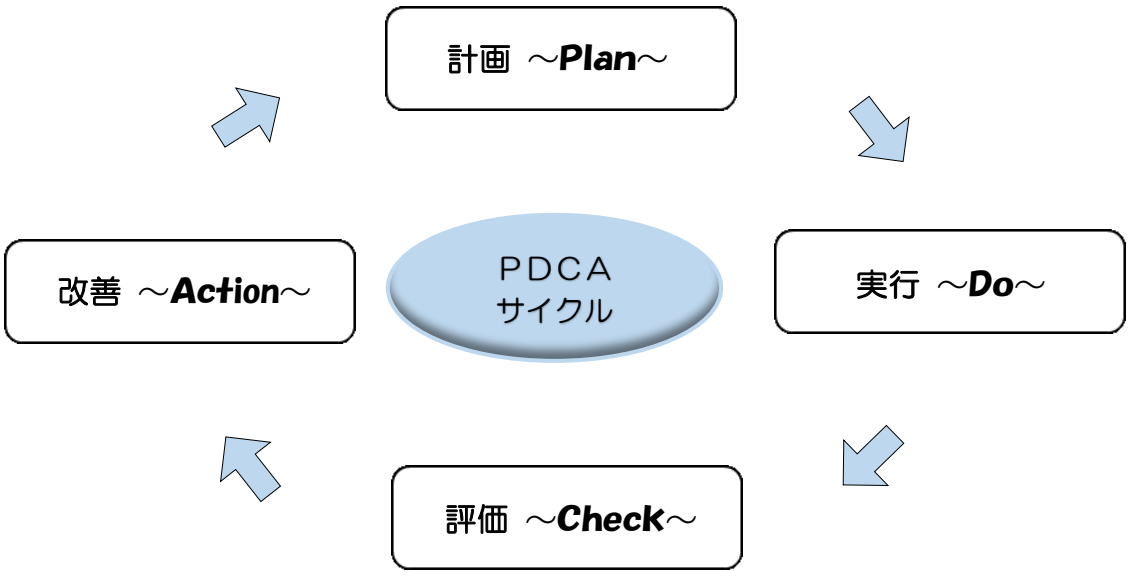

第６章　資料編

１　幸手市健康づくり推進会議要綱（平成２３年６月３０日　告示第８０号）

（設置）

第１条　市民の総合的な健康づくり対策を効果的に推進するため、幸手市健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。（令元告示３０・一部改正）

（所掌事項）

第２条　推進会議は、健康日本２１幸手計画、幸手市食育推進計画、幸手市自殺対策計画その他市民の健康づくりに関する計画（以下この条において「計画」という。）について、次に掲げる事項を所掌する。（令元告示３０・一部改正）

⑴　計画の効果的な推進に関し必要な事項

⑵　計画の進行管理及び事業の実施状況について必要な事項

⑶　計画の評価及び見直しに関する事項

⑷　前３号に掲げるもののほか、健康づくり事業に関する事項

（組織）

第３条　推進会議は、委員１７人以内で組織する。（令元告示３０・一部改正）

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　医師会、歯科医師会及び薬剤師会のそれぞれ代表者

⑵　健康づくりに関する活動を推進する団体の代表者

⑶　その他市長が特に必要と認める者又は団体の代表者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、推進会議を総理し、推進会議を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　推進会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第７条　推進会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

（委任）

第８条　この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附　則

この告示は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則（令和元年６月２１日告示第３０号）

この告示は、公布の日から施行する。

２　幸手市健康づくり推進会議要綱（令和元年６月２１日訓令第４号）

（設置）

第１条　自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）及び自殺総合対策大綱（平成２９年７月２５日閣議決定）の理念に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、幸手市自殺対策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　自殺対策に係る計画の策定及び変更に関すること。

⑵　自殺対策に係る関係機関相互の連携及び情報交換に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関すること。

（組織）

第３条　連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

３　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長）

第４条　委員長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

２　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員長は、必要に応じ連絡会議を招集し、会議の議長となる。

２　委員長は、必要と認めるときは、連絡会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　連絡会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

（委任）

第７条　この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和元年６月２１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日訓令第２号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２８日訓令第４号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）（令３訓令２・令６訓令４・一部改正）

総合政策部	政策課長
総務部	庶務課長　人権推進課長　納税課長
市民生活部	くらし防災課長
健康福祉部	社会福祉課長　介護福祉課長　こども支援課長　健康増進課長
建設経済部	商工観光課長
水道部	水道管理課長
教育委員会教育部	教育総務課長　学校教育課長　社会教育課長
社会福祉協議会事務局長	

幸手市自殺対策計画（第２期）
令和７年３月

幸手市健康福祉部健康増進課
〒340-0152
埼玉県幸手市大字天神島１０３０－１
電話０４８０－４２－８４２１
FAX０４８０－４２－２１３０